

被害者が望む公判前整理手続への参加の形態について

被害者が望んでいる公判前整理手続への参加形態について、改めてお話をさせていただきます。

言うまでもありませんが、被害者参加制度は、二当事者対立構造を大前提とし、だからこそ、検察官と十分なコミュニケーションを取って参加しなければならないものとされています。この点、被害者が、公判前整理手続への参加を望むのも、飽くまでも検察官とのコミュニケーションの下、二当事者対立構造を大前提とするものです。

公判前整理手続に参加しても、犯罪事実の立証責任が検察官にあるという基本構造を崩すような参加形態を想定している訳ではありません。争点と証拠の整理について、検察官と並んで、あるいは検察官とは別に、積極的に具体的な行為をしたいと望んでいるわけではありません。ですから、極端なことを言えば、傍聴だけしたいとも言えます。

ただ、単なる傍聴ともニュアンスを異にします。あえて命名するとすれば、公判期日への出席を在廷権と言うのであれば、公判前整理手続への出席は在室権だとも言えます。

現在、公判期日への直接の関与形態として、被害者には、在廷権、被告人質問権、証人尋問権、弁論として意見陳述権などが認められています。被害者が公判前整理手続への直接の関与形態として望んでいるのは、公判期日への関与形態になぞらえて言えば、被告人質問権、証人尋問権、弁論として意見陳述権を除いた在廷権だけです。それを先ほど、「在室権」と表現させていただきました。

ところで、公判期日への関与形態としての在廷権は、単なる傍聴とは異なります。傍聴であれば、訴訟行為が行われている時に検察官にその場で直ちに、要望を述べることはできないでしょうし、また、裁判長から訴訟指揮に基づいて、被害者や被害者参加弁護士が発言を求められるということも想定できません。

同様に、公判前整理手続の参加形態も、単なる傍聴であれば、争点と証拠の整理に関する訴訟行為に関し、検察官にその場で直ちに、要望を述べることはできませんし、また、裁判長から訴訟指揮に基づいて被害者や被害者参加弁護士が発言を求められることもありません。

そして、何より、傍聴と、在廷権及び在室権では大きな違いがあります。在廷権や在室権であれば、バーの中に入って、あるいは在室して、手続きの成り

行きを直接見守ることができますが、傍聴であれば、そのようなことはできません。被害者の立場からすれば、直接、刑事裁判の経緯を確認することができるというのは、手続からの疎外感を払拭することになり、そのことが、事件からの立ち直りに大きな影響を与えます。

その意味で、単なる傍聴とはニュアンスが異なる在室権を望んでいます。ただ、だからと言って、先ほども述べましたように、争点と証拠の整理について、検察官と並んで、あるいは検察官とは別に、積極的な行為をしたいと言っているわけではありません。